

# 1. プログラム評価の目的及び進め方

- 1.1. 国の政策評価の体系
- 1.2. 国土交通省の政策評価
- 1.3. 政策評価の意義
- 1.4. プログラム評価 (政策レビュー) とは
- 1.5. プログラム評価の実施テーマ
- 1.6. 本プログラム評価の進め方

# 1.1. 国の政策評価の体系

## 行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年6月)

国の行政機関は、その所掌に関わる政策について、必要性、効率性、有効性の観点等から、自ら評価する。

評価の結果を当該施策に適切に反映する。

行政機関の長は、3年以上5年以下の期間ごとに基本計画を策定・公表する。



## 政策評価に関する基本方針」(平成13年12月閣議決定)



## 国土交通省政策評価基本計画 (平成14年3月)

## 1.2. 国土交通省の政策評価

政策評価の  
目的

国民本位で効率的な質の高い行政の実現  
成果重視の行政への転換  
統合のメリットを活かした省全体の戦略的な政策展開の推進  
国民に対する説明責任 (アカウンタビリティ)の達成

政策評価の3本柱

事前評価 (政策アセスメント)

新規施策について必要性、有効性、効率性をチェック  
・21世紀型の真に必要な施策の企画立案を目指す

政策評価

業績測定  
(政策チェックアップ)

費用 (インプット)、仕事量 (アウトプット)、  
成果 (アウトカム)で仕事を評価  
・目標を具体的な指標で示し達成率を測定

プログラム評価 (政策レビュー)

国民の関心の高いテーマを選定し、統合的で掘り下げた分析評価を実施  
・政策の見直し、改善に反映

また、従来から実施している個別事業評価についても一層の充実を図る

# 1.3. 政策評価の意義

## ◆ 事前評価 = 政策アセスメント

新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の観点から評価

・施策の導入の採否や選択等に資する情報を提供

・政策意図と期待される効果を明確に説明

新規施策の企画立案にあたり 事前評価により 真に必要な質の高い施策の厳選と 目標による行政運営の定着を図る

## ◆ 業績測定 = 政策チェックアップ

・省の主要な行政目的に係る政策目標をあらかじめ設定し、それに対する業績を測定し、その達成度を評価

・業績測定の全省的な実施を進めることにより 成果重視の行政運営を組織全体に定着

・省としての戦略的な政策展開が十分機能しているかどうかを国民に分かりやすく示すことを目指すものである

## ◆ プログラム評価 = 政策レビュー

・実施中の施策等を目的や政策課題に応じて一括したもの(プログラム)を対象とし、目的に照らして所期の効果を上げているかどうか検証

・結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見

・国民の関心の高い特定のテーマについて掘り下げた分析を行うことにより、関連する政策の企画立案や改善に必要な情報を得ることを目指す

# 1.4. プログラム評価 (政策レビュー)とは

## プログラム 評価の目的

- ◆ 既存の施策について、国民の関心の高いテーマに関する総合的な分析・評価
- ◆ ある政策目標について、これを達成するための手段として機能する施策、事業をセット(プログラム)として、関連性や因果性を含めて評価

## プログラム 評価の手順

政策目標、範囲の設定



目的とした成果の達成状況の検証、プログラムの効果分析



今後、目的をよりよく達成し、効果的・効率的に成果を上げるための課題、改善方法の明示



第三者の意見等を踏まえたプログラム評価書のとりまとめ、公表

# 1.5. プログラム評価の実施テーマ

## 平成13年度～14年度実施テーマ一覧

テーマ	局等
<b>ダム事業</b> - 地域に与える様々な効果と影響の検証 -	河川局
<b>都市圏の交通渋滞対策</b> - 都市再生のための道路整備 -	道路局
<b>都心居住の推進</b> - 良好な居住環境の形成 -	住宅局、国土計画局、都市・地域整備局
<b>空港整備</b> - 国内航空ネットワークの充実 -	航空局
<b>国際ハブ港湾のあり方</b> - グローバル化時代に向けて -	港湾局、海事局
<b>低公害車の開発・普及</b> - 自動車税グリーン化等による取り組み -	総合政策局、自動車交通局、大臣官房
<b>道路交通の安全施策</b> - 幹線道路の事故多発地点対策及び自動車の安全対策等 -	道路局、自動車交通局、総合政策局
<b>貨物自動車運送のあり方について</b> - いわゆる物流二法施行後の事業のあり方の検証 -	自動車交通局、総合政策局
<b>内航海運のあり方</b> - 内航海運暫定措置事業の今後の進め方 -	海事局
<b>河川環境保全のための水利調整</b> - 取水による水無川の改善 -	河川局
<b>総合保養地域の整備</b> - リゾート法の今日的考察 -	都市・地域整備局、総合政策局、観光部、港湾局

## 平成14年度～15年度実施テーマ一覧

テーマ	局等
<b>都市鉄道整備のあり方</b> - 新たな社会的ニーズへの対応 -	鉄道局
<b>都市における緑地の保全・創出</b> - 都市緑地保全法等による施策展開の検証 -	都市・地域整備局
<b>流域と一体となった総合治水対策</b> - 都市型集中豪雨等への対応 -	河川局、都市・地域整備局、下水道部
<b>海洋汚染に対する取り組み</b> - 大規模油流出への対応 -	総合政策局、港湾局、海事局、気象庁、海上保安庁
<b>流域の水環境改善</b> - 都市内河川等の環境悪化と汚濁物質への対応 -	下水道部、河川局
<b>火山噴火への対応策</b> - 有珠山・三宅島の経験から -	河川局、気象庁
<b>みなとのパブリックアクセスの向上</b> - 地域と市民のみなとの実現に向けて -	港湾局
<b>土地の有効活用</b> - 土地の流動化への取り組み -	土地・水資源局、総合政策局
<b>国内航空における規制緩和</b> - 改正航空法による規制緩和の検証 -	航空局
<b>道路管理の充実</b> - 路上工事の縮減 -	道路局
<b>台風・豪雨等に関する気象情報の充実</b> - 災害による被害軽減に向けて -	気象庁
<b>訪日外国人観光客の受け入れの推進</b> - 国際交流の拡大に向けて -	観光部、港湾局

## 1.6. 本プログラム評価の進め方

テーマ名：

**流域の水環境改善**

**- 都市内河川等の環境悪化と汚濁物質への対応 -**

評価の目的、必要性

- ・ 都市内河川における水環境改善対策は、水濁法による排水規制、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置、河川浄化事業等を他の機関と連携して進めてきた。
- ・ 上記のような取り組みによっても、依然として水質汚濁が著しい河川においては、下水道事業や河川事業等を緊急的・重点的に実施する「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」を策定し、水環境の改善を進めてきた。
- ・ 清流ルネッサンス21が開始されて10年が経過し、実施事例も積み上がってきたことから、「清流ルネッサンス21」を対象に、政策の効果・課題を検証し、今後の方向性を明らかとする必要がある。



対象政策： 水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）

政策目標： 清流ルネッサンス21における目標の達成・維持

評価の視点： 必要性の観点：施策等が、政策目標に照らして妥当性を有しているか、国民や社会のニーズが十分に存在するか、行政関与のあり方からみて行政が担う必要があるかなどを明らかにする。

効率性の観点：施策等の効果と当該施設等に基づく活動の費用や社会的費用等との関係を明らかにする。可能なものについては、他の選択肢を考慮し当該施策等の導入がより効率的であることを説明する。

有効性の観点：施策等が、政策目標等を達成する上でどのように貢献するか、または具体的にどのような効果をあげたかを明らかにする。

評価の仕方： 清流ルネッサンス21における目標を達成しているか  
達成・未達成の要因は何か  
要因を踏まえた今後の対策や方針

# 検討会のスケジュール及び議題

開催  
スケジュール

## 第1回 平成15年10月

- ・「流域の水環境改善」のプログラム評価の目的及び進め方について
- ・水環境改善施策の実施状況
- ・ケーススタディを通じた「流域の水環境改善」プログラムに関する評価について

## 第2回 平成15年12月

- ・「流域の水環境改善」に関するプログラム評価書(案)について

## 意見募集 平成15年12月頃～平成16年1月頃

- ・「流域の水環境改善」に関するプログラム評価について

## 第3回 平成16年2月

- ・意見募集結果について
- ・「流域の水環境改善」に関するプログラム評価書について